



発行  
東京都

目次

99

規則

○東京デジタルファースト条例施行規則……………  
……………（戦略政策情報推進本部ICT推進部企画課）…

規則

東京デジタルファースト条例施行規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四百十六号

東京デジタルファースト条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京デジタルファースト条例（平成十六年東京都条例第四百十七号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 条例等に規定する手続等を、条例第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 条例等に規定する手続等（条例第六条から第九条までの規定を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法によ

り行う場合については、他の条例等に特段の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 申請等をする者又は都の機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条 条例第六条第一項に規定する東京都規則で定める電子情報処理組織は、都の機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該都の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 条例第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、都の機関等の定めるところにより、当該都の機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他都の機関等が必要と認める事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等をする者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（都の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、都の機関等の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

一 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

二 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

三 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

四 前三号に掲げるもののほか、都の機関等が定める電子証明書

3 条例第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて東京都規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は前項ただし書に規定する措置を行うことをいう。

4 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の規定に基づき当該書面等のうち一通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。（情報通信技術による手数料の納付）

第五条 条例第六条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法であつて東京都規則で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第六条 条例第六条第六項に規定する東京都規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると都の機関等が認める場合

二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると都の機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条 条例第七条第一項に規定する東京都規則で定める電子情報処理組織は、都の機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該都の機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。（電子情報処理組織による処分通知等）

第八条 都の機関等は、条例第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、都の機関等の定めるところにより、都の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて東京都規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて都の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること又は都の機関等の定める方法により当該処分通知等を行った都の機関等を確認するための措置を行うことをいう。（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第九条 条例第七条第一項ただし書に規定する東京都規則で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けたいことを希望する旨の都の機関等の定めるところによる届出

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第十条 条例第七条第五項に規定する東京都規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると都の機関等が認める場合

二 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると都

の機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第十一条 都の機関等は、条例第八条第一項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該都の機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十二条 都の機関等は、条例第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該都の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

2 条例第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて東京都規則で定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は都の機関等の定める方法により当該作成等を行った都の機関等を確認するための措置を行うことをいう。

(適用除外)

第十三条 条例第十条第一号に規定する東京都規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- 一 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると知事が認める手続等
- 二 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があると知事が認める手続等
- 三 不利益処分についての審査請求に関する規則（平成八年東京都人事委員会規則第六号）及び勤務条件についての措置の要求に関する規則（平成八年東京都人事委員会規則第七号）に規定する手続等（条例第十条第二号に規定する手続等を除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信

技術を利用する方法により行うことが適当でないとき知事が認める手続等

2 知事は、前項に規定する手続等について、あらかじめ根拠となる条例等の名称及び条項を告示するものとする。

(添付書面等の省略)

第十四条 条例第十一条に規定する東京都規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第五条に規定するもののほか、都の機関等が別に定めるものとする。

(出資等法人)

第十五条 知事は、条例第十四条第一項の規定により出資等法人を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、条例等に規定する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、都の機関等が定める。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第十三条の規定による手続等の告示は、施行日前においても行うことができる。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

